

○平成29年8月から平成30年7月分までの自己負担限度額

所得区分	個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院含む)
【現役並み】 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回該当:44,400円】
【一般】 課税所得145万円未満	14,000円 (年間上限:144,000円)	57,600円 【多数回該当:44,400円】
【低所得者Ⅱ】	8,000円	24,600円
【低所得者Ⅰ】	8,000円	15,000円

1. 低所得Ⅱとは、市県民税が非課税世帯で低所得Ⅰ以外の方です。
2. 低所得Ⅰとは、市県民税が非課税世帯のうち、世帯全員の所得が0円になる世帯です。なお、年金収入のみの方は、その額から80万円を控除した額が0円であれば該当になります。
3. 多数回該当とは、過去12カ月間に世帯単位によって計算された高額療養費の支給が、4回以上になった場合です。
4. 年間上限とは、8月から翌年7月までの累計額に対して適用される限度額です。